

制定 平成25年11月27日 原管廃発第13112715号 原子力規制委員会決定

廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準の制定について次のように定める。

平成25年11月27日

原子力規制委員会

廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準の制定について

原子力規制委員会は、廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準を別添のとおり定める。

なお、規制等業務の当面の実施手順に関する方針（原規総発120919097号）2.（2）の規定に基づき旧原子力安全・保安院より継承されている「廃止措置段階の実用発電用原子炉施設保安規定の審査について（内規）」（平成22・02・05原院第6号）及び「廃止措置段階の研究開発段階に発電の用に供する原子炉施設保安規定の審査について（内規）（平成22・02・05原院第7号）」は、以後用いない。

附 則

この規程は、平成25年12月18日から施行する。

## 1. はじめに

本審査基準は、廃止措置計画の認可を受けようとする発電用原子炉設置者及び廃止措置計画の認可を受けた発電用原子炉設置者（以下「原子炉設置者」という。）から申請された廃止措置計画の認可を受けようとする発電用原子炉施設及び廃止措置計画の認可を受けた発電用原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）に係る保安規定認可申請書又は保安規定変更認可申請書（以下「申請書」という。）の審査に適用する。

原子炉設置者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき、事業所ごとに保安規定を定め、原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。

これを受け、原子炉設置者は

- ・ 法第43条の3の33第2項
- ・ 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。）第92条第3項
- ・ 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成12年総理府令第122号。以下「開発炉規則」という。）第87条第3項

において規定されている各項目について、追加又は変更した保安規定の認可を受けるため、申請書を提出することが求められている。

申請書を受理した原子力規制委員会は、原子炉設置者から申請された保安規定について、法第43条の3の24第2項に定める認可要件である「核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でない」と認められないことを確認するための審査を行う。

したがって、原子炉設置者から申請された保安規定の審査における基準を明確にする観点から、当該保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項等を下記のとおり定める。

注) 実用炉規則第92条第3項、開発炉規則第87条第3項の冒頭に「法第43条の3の33第2項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第43条の3の24第1項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。」とあり、廃止措置計画（変更）の認可の日までに認可を受ける必要がある。

## 2. 個々の事項に対する審査

個々の記載事項に対する審査における基準は以下のとおりとする。

## (1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制

- ・ 実用炉規則第92条第3項第1号
- ・ 開発炉規則第87条第3項第1号

1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守し、その位置づけが明確にされ

ていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

- 2) 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、いわゆるコンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

(2) 安全文化を醸成するための体制

- ・ 実用炉規則第92条第3項第2号
- ・ 開発炉規則第87条第3項第2号

- 1) 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、その位置づけが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。
- 2) 保安の確保を最優先する価値観を組織の中で形成し、維持し、強化していく当該組織としての文化を継続的に醸成するための体制を確実に構築することが明確となっていること。

(3) 原子炉施設の品質保証

- ・ 実用炉規則第92条第3項第3号
- ・ 開発炉規則第87条第3項第3号

- 1) 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第7条の3から第7条の3の7及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第26条の2から第26条の2の7の要求事項に対する社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所における安全のための品質保証規程（J E A C 4 1 1 1 - 2 0 0 9）」の取扱いについて（内規）」（平成21・09・14原院第1号（平成21年10月16日原子力安全・保安院制定（N I S A - 1 6 5 c - 0 9 - 1、N I S A - 1 9 6 c - 0 9 - 3）））において認められたJ E A C 4 1 1 1 - 2 0 0 9又はそれと同等の規格に基づく品質保証計画が定められていること。
- 2) 品質保証に関する記載内容については、「原子力発電所の保安規定における品質保証に関する記載について」（平成16・03・04原院第3号（平成16年3月22日原子力安全・保安院制定（N I S A - 1 6 5 a - 0 4 - 3）））を参考として記載していること。
- 3) 作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、実用炉規則第76条又は開発炉規則第71条に規定された要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった品質保証に係る文書の階層的な体系の中で、その位置づけが明確化されていること。

(4) 廃止措置の品質保証

- ・ 実用炉規則第92条第3項第4号
- ・ 開発炉規則第87条第3項第4号

前項に加え、廃止措置の実施に係る組織、文書規定等を定めること。廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。

(5) 廃止措置を行う者の職務及び組織

- ・ 実用炉規則第92条第3項第5号
- ・ 開発炉規則第87条第3項第5号

本店（本部）及び事業所における廃止措置段階の原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。

本事項の記載においては、廃止措置段階の原子炉施設の管理は、申請書等に記載したところ及びそれぞれの規則に定める措置義務を確実に履行することはもとより、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物又は廃止措置段階の発電用原子炉による災害を防止するため、保安規定を定め、自らの保安活動を確実に実施する旨が明記された上で、以下について定められていること。

1) 廃止措置段階の原子炉施設の管理に係る保安のための職務（工場又は事業所内の保安の監督に関する責任者及び各職務）及び責任範囲並びに組織に関すること

ここで、本項において明記された各職務等については、実用炉規則第92条第3項第1号から第27号及び開発炉規則第87条第3項第1号から第27号に掲げる各事項において、その関わりが明記されていること。

2) 会議体に関すること

会議体を設ける場合は、その役割、位置付け、審議事項及び構成員に関すること。

3) 発電用原子炉主任技術者の選任に関すること

法第43条の3の32の廃止措置計画の認可を受けるとともに、発電用原子炉の機能停止措置を行った場合は、法第43条の3の26第1項の「発電用原子炉の運転」を行うものではないことから、原子炉設置者については、その旨の保安規定の変更認可を受けた後は同項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任を要しないものとする。

ただし、原子炉設置者は、廃止措置を行うに当たっては、一般公衆や放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないよう、その進捗に応じて、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い等に関し、適切に措置を講じる責任がある。

すなわち、原子炉設置者は、施設内に核燃料物質が存在する場合には、核燃料物質の取扱い、放射性廃棄物の取扱い及び解体作業に係る被ばく管理に関する措置を、施設内から全ての核燃料物質を搬出した場合には放射性廃棄物の取扱い及び解体作業に係る被ばく管理に関する措置を講じる責任がある。

こうしたことから、法第43条の3の32の廃止措置計画の認可を受けた原子炉施設に係る保安規定においては、廃止措置に係る保安の監督に関する責任者（以下「廃止措置主任者」という。）として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて以下のような事項が明記されていることが望ましい。

i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること

ここで、廃止措置主任者は、原子炉設置者（社長、理事長等）の下で、組織の長以上の職位の者が、表1記載の資格を有する者から、廃止措置の段階に応じた専門的知識や実務経験及び職位を考慮して選任すること及び当該主任者は、その

職務の重要性から、組織の長等に対し、意見具申できる立場に配置することが明記されていること。

ii. 廃止措置主任者の職務に関すること

ここで、職務については、以下のような事項が明記されていること。

- a. 組織の長に対し意見具申等を行うこと。
- b. 原子炉施設の廃止措置に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。
- c. 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。
- d. 各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。
- e. 保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。
- f. 保安規定に係る記録の確認を行うこと。
- g. 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。

iii. 廃止措置主任者の意見等の尊重

- a. 組織の長は、廃止措置主任者の意見具申等を尊重すること。
- b. 原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者の指導・助言を尊重すること。

iv. 廃止措置主任者を補佐する組織

廃止措置の対象となる原子炉施設については、その規模や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の補佐組織を設けることは妨げない。

この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統が明記されていること。

v. 廃止措置主任者の代行者の選任及び配置

廃止措置の対象となる原子炉施設については、その規模等や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことを妨げない。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、「i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること」と同様の手続きが明記されていること。

表 1 廃止措置主任者の選任要件

廃止措置対象施設に核燃料物質が存在する場合	以下のいずれかに該当する者 イ 法第 4 1 条第 1 項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第 2 2 条の 3 第 1 項の核燃料取扱主任者免状を有する者
-----------------------	---

廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合	以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者 ハ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者
------------------------	--

(6) 廃止措置を行う者に対する保安教育

- ・ 実用炉規則第92条第3項第6号
- ・ 開発炉規則第87条第3項第6号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

- 1) 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針が定められていること。
- 2) 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。
- 3) 協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。
- 4) 燃料取扱に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う協力企業従業員については、従業員に準じて保安教育を実施することが定められていること。
- 5) 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容とその見直しの頻度等について明確に定められていること。

(7) 発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置

- ・ 実用炉規則第92条第3項第7号
- ・ 開発炉規則第87条第3項第7号

※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。

発電用原子炉を恒久的に運転停止するために講ずべき措置が定められていること。

具体的には

- 1) 発電用原子炉炉心に核燃料物質を装荷しないこと。
- 2) 中央制御室の発電用原子炉モードスイッチを原則として停止から他の位置に切り替えないこと。
- 3) 核燃料物質の譲渡し先が明確になっていること。  
等が明確になっていること。

(8) 原子炉施設の運転の安全審査

- ・ 実用炉規則第92条第3項第8号
- ・ 開発炉規則第87条第3項第8号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

- 1) 原子炉施設の保安に関する重要事項及び原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する会議体に関すること。ここで、会議体に関することとは、会議体の審議事項、構成員をいう。

(9) 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定及び立入制限

- ・ 実用炉規則第92条第3項第9号
- ・ 開発炉規則第87条第3項第9号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

- 1) 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。
- 2) 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。
- 3) 管理区域内において特別措置が必要な区域について採るべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。
- 4) 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。
- 5) 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。
- 6) 管理区域へ出入りする所員に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。
- 7) 管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際に講ずべき事項が定められていること。
- 8) 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。
- 9) 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。
- 10) 請負会社に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。

(10) 排気監視設備及び排水監視設備

- ・ 実用炉規則第92条第3項第10号
- ・ 開発炉規則第87条第3項第10号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

- 1) 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。
- 2) 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。

(11) 汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視及び汚染の除去

- ・実用炉規則第92条第3項第11号
- ・開発炉規則第87条第3項第11号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

- 1) 放射線業務従事者の受ける線量及び放射線業務従事者が呼吸する空気中の放射性物質の濃度に関すること。線量限度を超えないための措置が定められていること。
- 2) 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。
- 3) 管理区域内の床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定めた密度を超えた場合等の措置に関することとして、実用炉規則第78条に基づく、床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。
- 4) 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。
- 5) 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所外への運搬に関する工場又は事業所内の行為が定められていること。
- 6) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として記載していること。
- 7) 法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、同法61条の2第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行うことが定められていること。
- 8) 法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について（内規）」（平成17・11・30原院第6号（平成18年1月30日原子力安全・保安院制定）及び平成23・06・20原院第4号（平成23年7月1日同院改正））を参考として記載していること。なお、法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。
- 9) 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。

(12) 放射線測定器の管理

- ・実用炉規則第92条第3項第12号
- ・開発炉規則第87条第3項第12号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

- 1) 放出管理用計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。
- 2) 放射線計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。

(13) 原子炉施設の巡視

- ・ 実用炉規則第92条第3項第13号
- ・ 開発炉規則第87条第3項第13号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

日常の巡視活動の評価を踏まえ、原子炉施設における点検対象施設の巡視これらに伴う処置に関すること（巡視の頻度を含む。）について、適切な内容が定められていること。

(14) 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い

- ・ 実用炉規則第92条第3項第14号
- ・ 開発炉規則第87条第3項第14号

※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。

また、本事項については、以下のような事項が明記されていること。

- 1) 核燃料物質の工場又は事業所内及び工場又は事業所の外における運搬に関すること。  
ここでは、工場又は事業所における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して講ずべき保安管理措置として、運搬する場合に臨界に達しない措置を講ずること及び貯蔵施設等が定められていること。
- 2) 貯蔵する核燃料物質の種類及び数量並びに貯蔵施設の管理その他の取扱いに関すること。

(15) 放射性廃棄物の廃棄

- ・ 実用炉規則第92条第3項第15号
- ・ 開発炉規則第87条第3項第15号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

- 1) 放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。
- 2) 放射性液体廃棄物の放出箇所、管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。
- 3) 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。
- 4) 法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について（内規）」を参考として記載していること。なお、法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。
- 5) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として記載していること。

(16) 非常の場合に講ずべき処置

- ・実用炉規則第92条第3項第16号
- ・開発炉規則第87条第3項第16号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

- 1) 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。
- 2) 緊急時における運転操作に関する所内規程類を作成することが定められていること。
- 3) 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。
- 4) 緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によることが定められていること。
- 5) 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急処置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。
- 6) 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。
- 7) 防災訓練の実施頻度について定められていること。

(17) 火災発生時の体制の整備

- ・実用炉規則第92条第3項第17号
- ・開発炉規則第87条第3項第17号

※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

1. 火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動（消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を含む火災防護対策を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。
  - 1) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。
  - 2) 火災の発生を消防官吏に確実に通報するために必要な設備を設置すること。
  - 3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。
  - 4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。
  - 5) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他の資機材を備え付けること。
  - 6) 持込物（可燃物）の管理に関すること。
  - 7) その他、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。
  - 8) 火災発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともにその結果を踏まえて必要な措置を講じること。

(18) 内部溢水発生時の体制の整備

- ・ 実用炉規則第92条第3項第18号
- ・ 開発炉規則第87条第3項第18号

※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。

- 1) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うための必要な計画を策定すること。
- 2) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。
- 3) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。
- 4) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること
- 5) その他、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。
- 6) 内部溢水時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。

(19) 重大事故等発生時の体制の整備

- ・ 実用炉規則第92条第3項第19号
- ・ 開発炉規則第87条第3項第19号

※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

1. 重大事故に至るおそれのある事故（設計基準事故を除く。）又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関しては、次に掲げる措置を講じることが定められていること。
  - 1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。
  - 2) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。
  - 3) 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。
  - 4) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。
  - 5) 使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の損傷を防止するための対策に関する所内規程類を定め、これを対策要員に守らせること。
  - 6) その他、重大事故発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必

要な体制を整備すること。

7) 前各号の措置の内容について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。

2. 重大事故発生時におけるそれぞれの措置について、法第43条の3の5第1項に基づく設置許可申請書及び同添付書類又は法第43条の3の6第1項に基づく発電用原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された有効性評価の前提条件その他の措置に関する基本的内容を満足するよう定められていること。

## (20) 大規模損壊発生時の体制の整備

・ 実用炉規則第92条第3項第20号

・ 開発炉規則第87条第3項第20号

※ 廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

1. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突によるテロリズムその他の外部から事象の発生により原子炉施設の大規模な損壊が生じた場合（重大事故発生時の場合を除く。以下「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。

1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

2) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。

4) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。

5) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する所内規程を定め、これを要員に守らせること。

i. 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。

ii. 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料の損傷を緩和するための対策に関すること。

iii. 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

6) その他、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

7) 前各号の措置の内容について定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。

2. 大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置について、法第43条の3の5第1項に

基づく設置許可申請書及び同添付書類又は法第43条の3の6第1項に基づく発電用原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された措置に関する内容を満足するよう定められていること。

(21) 原子炉施設及び廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告

- ・ 実用炉規則第92条第3項第21号及び第22号
- ・ 開発炉規則第87条第3項第21号及び第22号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

1. 原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが、明確に記載されていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適切に作成し、管理するための措置が定められていることが求められる。
2. 実用炉規則第67条又は開発炉規則第62条に定める記録について、その記録の管理が定められていること（計量管理規定で定めるものを除く。）。
3. 所長及び廃止措置の監督を行う者に報告すべき事項が定められていること。
4. 特に、実用炉規則第134条各号又は開発炉規則第129条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合において、例えば、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。
5. 当該事故故障等の事象に準ずる、重大な事象について、具体的に明記されていること。

(22) 原子炉施設の保守管理

- ・ 実用炉規則第92条第3項第23号
- ・ 開発炉規則第87条第3項第23号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

1. 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第11条第1項及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第30条第1項に掲げる保守管理について（内規）」（平成20・12・22原院第3号（平成20年12月26日原子力安全・保安院制定））において認められたJEAC4209-2007又はそれと同等の規格に基づく保守管理の実施方法が定められていること。
2. 日常の保安活動の評価を踏まえ、原子炉施設の保守管理に関することについて、適切な内容が定められていること。
3. 予防保全を目的とした保全作業について、やむを得ず保全作業を行う場合には、法令に基づく点検及び補修、事故又は故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検及び補修等に限ることが定められていること。
4. 保守管理には、溶接事業者検査の実施に関することが含まれていること。

(23) 保安に関する技術情報についての他の原子炉設置者との共有

- ・ 実用炉規則第92条第3項第24号

・ 開発炉規則第 87 条第 3 項第 24 号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を BWR 事業者協議会や PWR 事業者連絡会などの事業者の情報共有の場を活用し、他の原子炉設置者と共有し、自らの原子炉施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。

(24) 不適合に関する情報の公開

・ 実用炉規則第 92 条第 3 項第 25 号

・ 開発炉規則第 87 条第 3 項第 25 号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

1. 原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が明確に定められていること。
2. 情報の公開に関し、原子力施設情報ライブラリー等への登録などに必要な事項が記載されていること。

(25) 廃止措置の管理

・ 実用炉規則第 92 条第 3 項第 26 号

・ 開発炉規則第 87 条第 3 項第 26 号

廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていること。

(26) その他、原子炉施設又は廃止措置に係る保安

・ 実用炉規則第 92 条第 3 項第 27 号

・ 開発炉規則第 87 条第 3 項第 27 号

前各項に加えて、以下の内容を定めていること。

1. 日常の品質保証活動の結果を踏まえ、必要に応じ、原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。
2. 廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要がある施設の保守管理については、保安規定に必要な事項を記載すること。
3. 安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会（ICRP）が 1977 年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA：as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、原子力施設の災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することが「基本方針」として定められていること。
4. 原子炉設置者が、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するため、保安活動を法第 43 条の 3 の 24 第 3 項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。